

第47回(令和6年度)栃木県歯科保健賞要項

歯科保健の推進は、県民の健康保持増進、公衆衛生の普及向上につながるものである。栃木県歯科医師会が昭和52年に第29回保健文化賞の受賞を記念し、栃木県歯科保健賞を設定、栃木県歯科医師会・栃木県共催のもとに、第一生命保険株式会社栃木支社、宇都宮ヤクルト販売株式会社、両毛ヤクルト販売株式会社、古河ヤクルト販売株式会社の後援を得て、県内において歯科保健衛生の分野で、すぐれた業績を挙げた団体または個人の功績に対し、この賞を贈り顕彰する。

◇ 表彰対象

1. 地域社会の歯科保健衛生の向上普及に寄与し、著しい功績があったと認められるもの。
2. 学術研究等を通じて、歯科医療の向上に著しい業績があったと認められるもの。
3. その他、前各号のいずれかに準ずると認められる顕著な業績があったもの。
4. 既受賞団体(者)は、対象外とする。ただし、新規歯科保健事業の業績による場合は、この限りでない。

◇ 表 彰

栃木県知事賞(賞状)

栃木県歯科医師会長賞(賞状・賞金)

※ただし、受賞者が市町、公立学校及び公務員等の場合は、賞金に代えて記念品等を贈呈する。

◇ 表彰期日

令和6年11月

◇ 表彰場所

宇都宮市

◇ 審 査

別に定めた規則による。